

令和7年4月

災害対策本部運営マニュアル

(風水害対応編)

澁川市

目 次

災害対策本部マニュアルの目的	1
用語の定義	1
職員の防災に対する心得	2
職員の平常時の備え	4
マニュアルの適用範囲	5
風水害対応タイムライン	6
1 活動体制	7
2 災害対策本部の組織及び災害対策本部会議	8
3 職員の参集	9
4 災害警戒本部の設置・運営	10
5 災害対策本部の設置・運営	12
6 災害対策本部・オペレーションルーム設置の流れ	21
7 災害対策本部設置図	22
8 オペレーションルーム設置図	22
9 渋川市役所本庁舎規制図	23
10 災害対応組織表 別表	24
11 災害対応組織表にある対応業務	30

災害対策本部マニュアルの目的

災害発生時、渋川市職員は、災害対策基本法第5条により渋川市内の災害応急対応や避難所における被災者対応などの役割を担う責務がある。

災害対応は、人的・物資的に限られた状況を最大限活用して対応を施すこととなり、多数の災害が同時発生する特殊な状況化で、可能な限りの市民の生命・財産を守るためには、災害の重要度や緊急性に応じて災害対応の優先順位を判断し災害対応を施すことになる。

最優先すべきは人命であり、救助の緊急性に応じて災害対応のトリアージをすることになるため、場合によっては、対応中の現場を放棄し重要度の高い災害現場に向かい災害対応にあたる場合もあることも肝に命ずる必要がある。

このマニュアルは、「**渋川市地域防災計画**」に基づく、平常時の市職員としての心構え、風水害による大規模災害が発生した際の、応急対策の陣頭指揮にあたる災害対策本部が、円滑にかつ適切に関連情報の収集・整理・伝達・情報共有や状況判断の措置を講じられるように、各段階で実施すべき活動内容や手順を整理したものである。

本マニュアルは、今後、実施される各種訓練などを通して「**実際に災害対応にあたる渋川市職員等の意見**」を反映しながら、随時マニュアルを修正し実効性を確保する。

用語の定義

自主避難所

自主避難所とは、大雨洪水警報発令時や台風接近時などにより災害発生が予想される場合に、自主避難（高齢者等避難）や避難指示などの避難情報発令より早く、自らの判断で避難する市民に対し一時的に開設される避難所である。

本市では、主に市内11か所の各地区公民館が自主避難所として開設される。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急に避難する場所である。本市では各地区の自治会館、小中学校等196か所を指定している。

指定緊急避難場所は、主に警戒レベル3以上の避難情報を発令した際に開放される。

※詳細は「**渋川市地域防災計画**」資料編 P57を参照

指定避難所

災害により自宅へ戻れなくなった市民が一時的に滞在する施設である。本市では小中学校体育館、公民館など51か所を指定している。指定避難所には地域拠点としての役割もある。状況によっては救援物資配布の拠点や救護所が設置される場合もある。

※詳細は「**渋川市地域防災計画**」資料編 P62を参照

職員の防災に対する心得

1 職員としての自覚

職員は、公務員としての自覚を持って災害に対処し、人命を第一に、市民の信頼を得る災害対応をすること。

災害への対処は「市民の生命・財産を守るために行うということを実感する」こと。

2 参集の義務

職員は、全体の奉仕者であることから、災害時に動員命令を受けた場合、指定される「場所」「時間」に参集しなければならない。










3 異変の察知

職員は、通勤途中等において平時から異常な変化の察知に努めるとともに、常に気象情報等入手して災害発生の予兆に注意を払うこと。察知した異変は所属長に速やかに報告すること。報告を受けた所属長は、所属部長へ報告報告すること。

渋川市が発令する避難情報

警戒レベル避難情報等	状 況	住民がとるべき行動
5 緊急安全確保	災害発生・切迫	命の危険直ちに安全確保！
~~~~< 警戒レベル4までに必ず避難！ >~~~~		
<b>4</b> 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
<b>3</b> 自主避難 (高齢者等避難)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難

災害発生の主な前兆現象

土石流の前兆	がけ崩れの前兆	地すべりの前兆
 <p>「山鳴り」とい い、山全体がう なっているよう な音がする時</p>	 <p>がけから小石が バラバラと落ち てきた時</p>	 <p>地面がひび割れ たり、一部が陥 没したり隆起し た時</p>
 <p>川の流れが黒く 濁ったり、流木 が混じって流れ ている時</p>	 <p>がけに割れ目が できた時</p>	 <p>井戸水が濁った 時</p>
 <p>雨が降っている のに、川の水が 減っている時</p>	 <p>がけから水が湧 き出てきた時</p>	 <p>池や沼の水の量 が急に変化した 時</p>

4 責任分担の的確な履行

職員は、与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他の定められた基準に従い、自己の担当業務を的確に履行しなければならない。

5 被災者に対する応接態度

災害時において、被災者は心身ともに疲弊し不安になっているため、職員は、被災者に対し、親切、丁寧、親身に接し、不安を持たれる態度をとらないよう心がけること。

6 安全の確保

職員は、自己の安全確保に努め、道路パトロール等に向かう場合は、単独行動を避け無理な活動をしないよう心がけること。

## 職員の平常時の備え

### 1 家庭での備え

職員は、災害時において職務を優先しなければならないことから、家庭での安全対策について事前に備えてくるとともに、災害時の家族内の連絡方法等を事前に申し合わせておくこと。

### 2 迂回路等の把握

災害の状況によっては、平常時の道路が使えない場合があるので、迂回路等について事前に把握しておくこと。

### 3 防災関係資料の熟読

職員は、災害に備え防災関係資料等を熟読しておくこと。

- ・ 渋川市地域防災計画 附則
- ・ ハザードマップ（洪水・土砂）など

### 4 連絡体制の整備

・ 所属長は、年度当初、危機管理課より報告の求めがある災害対応参集職員に対し、災害対策本部設置の際、参集して災害対応にあたる責務があることの意識付けをすること。

・ 所属長は、所属の災害対応班の役割確認をすること。

・ 所属長は、参集職員の連絡先を把握、連絡網の整備をし、参集指示があった時は、速やかに参集職員に対し「参集の連絡」をすること。

また、参集職員が災害対応に当たれない場合も想定して代理職員の手当を行うこと。

### 5 対応マニュアルの作成

災害対応は、「渋川市災害対策本部設置要綱 別表1・2」・「本マニュアルのP13～P20」に記載する「災害対応班」で対応を行うこととなる。

各課で対応する業務内容を確認し、災害時のマニュアルが必要であると思われる時、所属長は、「渋川市地域防災計画」と整合性を図り、各課で「対応マニュアル」を作成して災害に備えること。

危機管理課は、各課で作成する「対応マニュアル」について支援及び助言を行うとともに、作成されたマニュアルを集約し、地域防災計画にまとめること。

### 6 防災知識の獲得・訓練の実施

職員は、平時から基本的な防災知識の獲得に努めること。

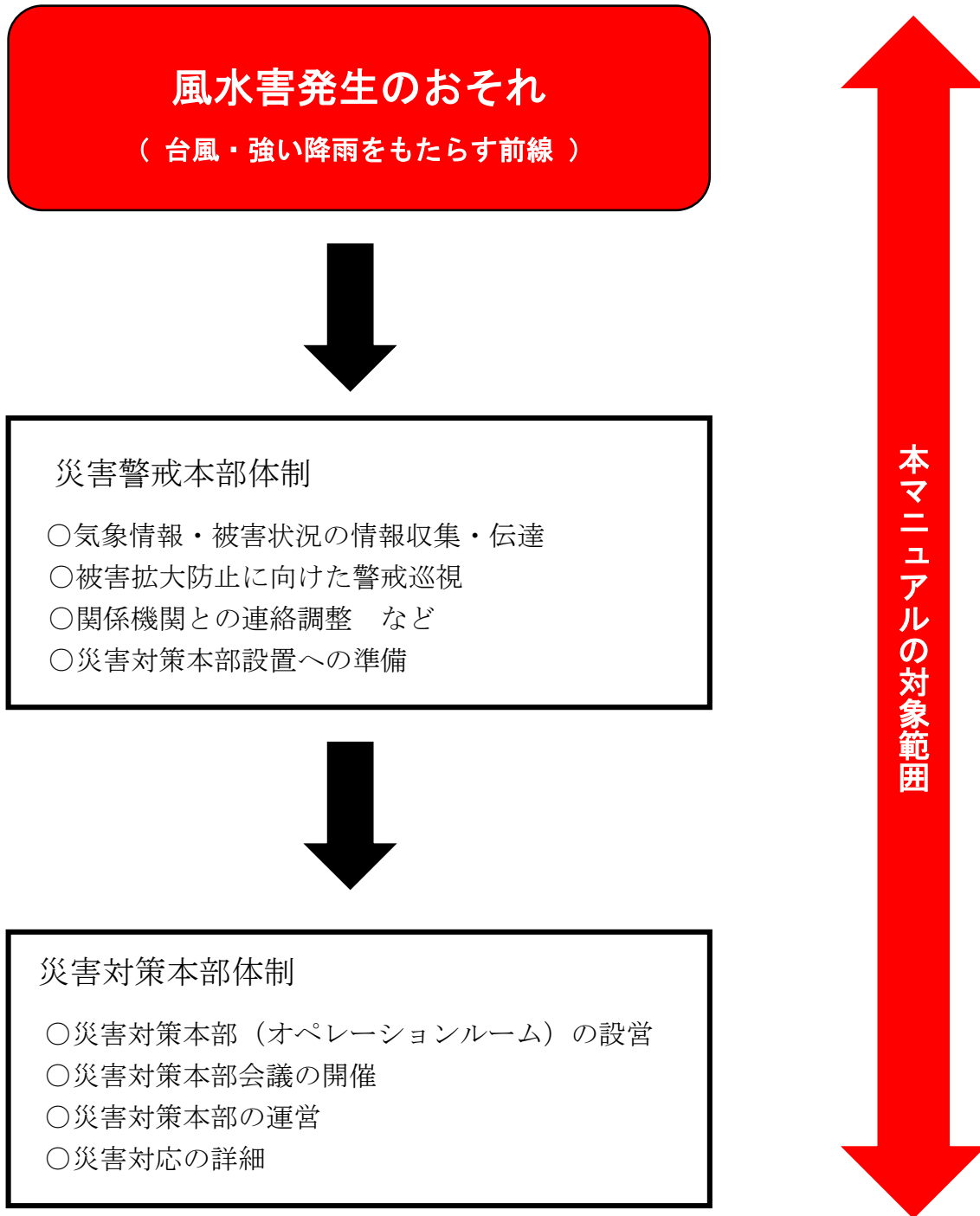
各災害対応班は、所属が対応することになる。各所属は、災害対応業務に基づく訓練を行うこと。

例 自主避難所開設訓練、物資輸送訓練など

実施する訓練に助言が必要であると思われるときは危機管理課に相談すること。

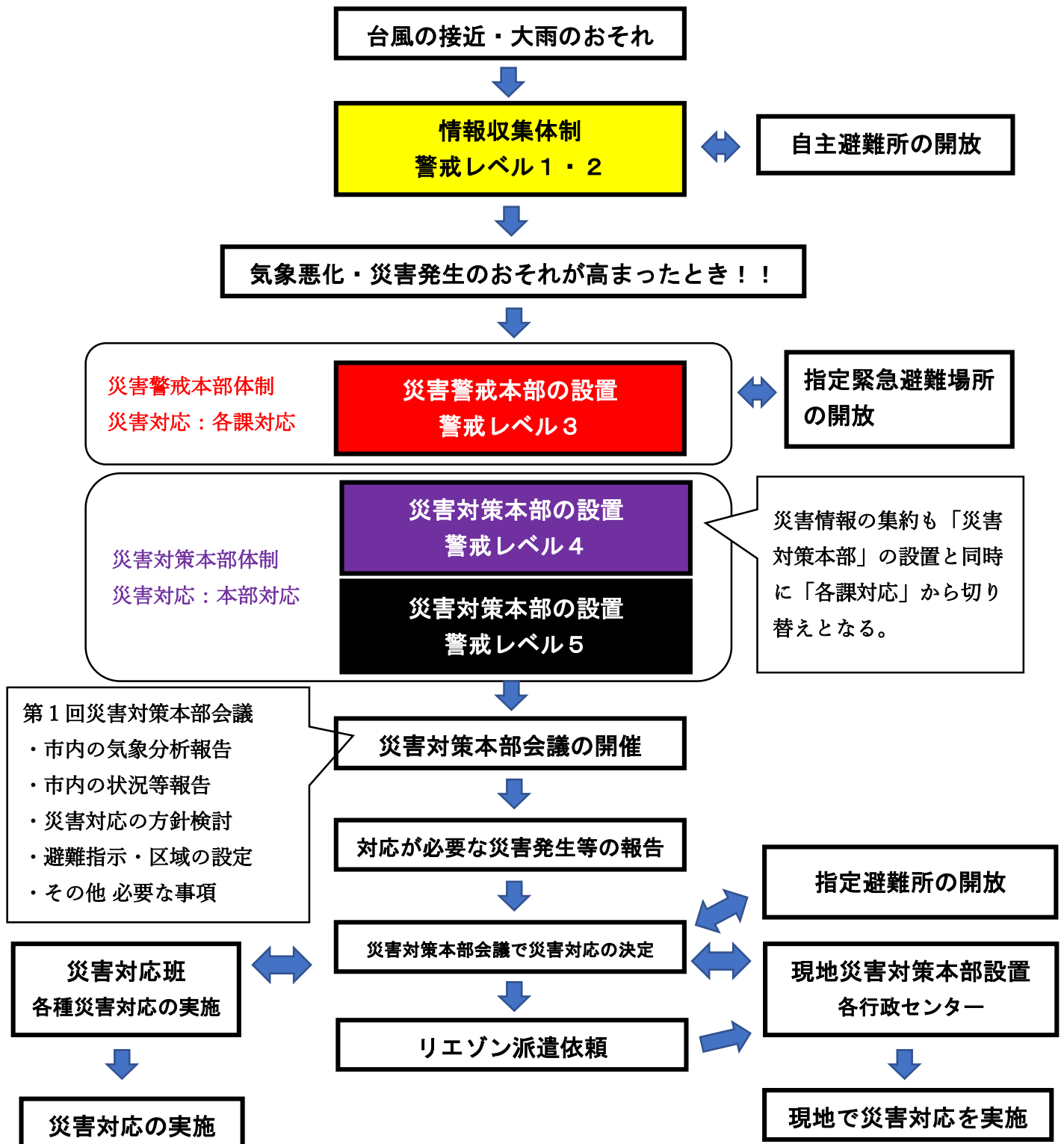
## マニュアルの適用範囲

このマニュアルでは、以下のとおり災害対策本部が設置される前段階「災害警戒本部体制」を含む災害初動対応の範囲を対象とする。



## 風水害対応タイムライン

災害対応の大まかなイメージや流れについては以下のとおりである。目安として各警戒レベルでの体制を記載しているが、状況により順序や体制は変わることがある。



## 1 活動体制

風水害時の活動体制は、次のとおり「災害警戒本部体制」・「災害対策本部体制」（小規模体制～特別体制）の2体制とする。

体制		設置・配備基準	配備要員
災害警戒本部	警戒体制 警戒レベル3	大雨警報（警戒レベル3相当）を受け総合的に判断	別表P25組織表による
	小規模体制 警戒レベル4	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）、土砂災害発生（中規模程度）、土砂災害前兆現象情報を受け総合的に判断	別表P26組織表による
	中規模体制 警戒レベル4		別表P27組織表による
災害対策本部	大規模体制 特別体制 警戒レベル5	大雨特別警報（警戒レベル5相当）、大規模災害発生情報などを受け総合的に判断	別表P28・29組織表による

※1 上記の基準によるほか、市長が必要と認めるときは、その程度に応じた体制をとる。

※2 災害の初動対応の基本は、最初に十分な体制を取りながら被害の状況に応じ、徐々にその規模を縮小して対応することが基本となる。

## 2 災害対策本部の組織及び災害対策本部会議

### 2-1 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営については以下のとおりである。

(1) 災害対策本部長は、災害対策基本法第23条の2第2項の規定により市長が当たる。

(2) 本部長（市長）不在時は、職務代理者として次の順位によるものとする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

第3順位 総務部長

(3) 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ・ 渋川市事務分掌規則（平成18年規則第13号）第6条第1項及び渋川市に定める部長及び危機管理監
- ・ 上下水道局長
- ・ 会計管理者
- ・ 教育長及び教育部長
- ・ 議会事務局長
- ・ 監査委員事務局長
- ・ 農業委員会事務局長
- ・ 消防団長

### 2-2 災害対策本部会議

災害対策本部長は、災害対策の推進に関し必要と認めるときは、災害対策本部員を招集し「災害対策本部会議」を開催する。災害対策本部会議における協議事項は以下のとおりとする。

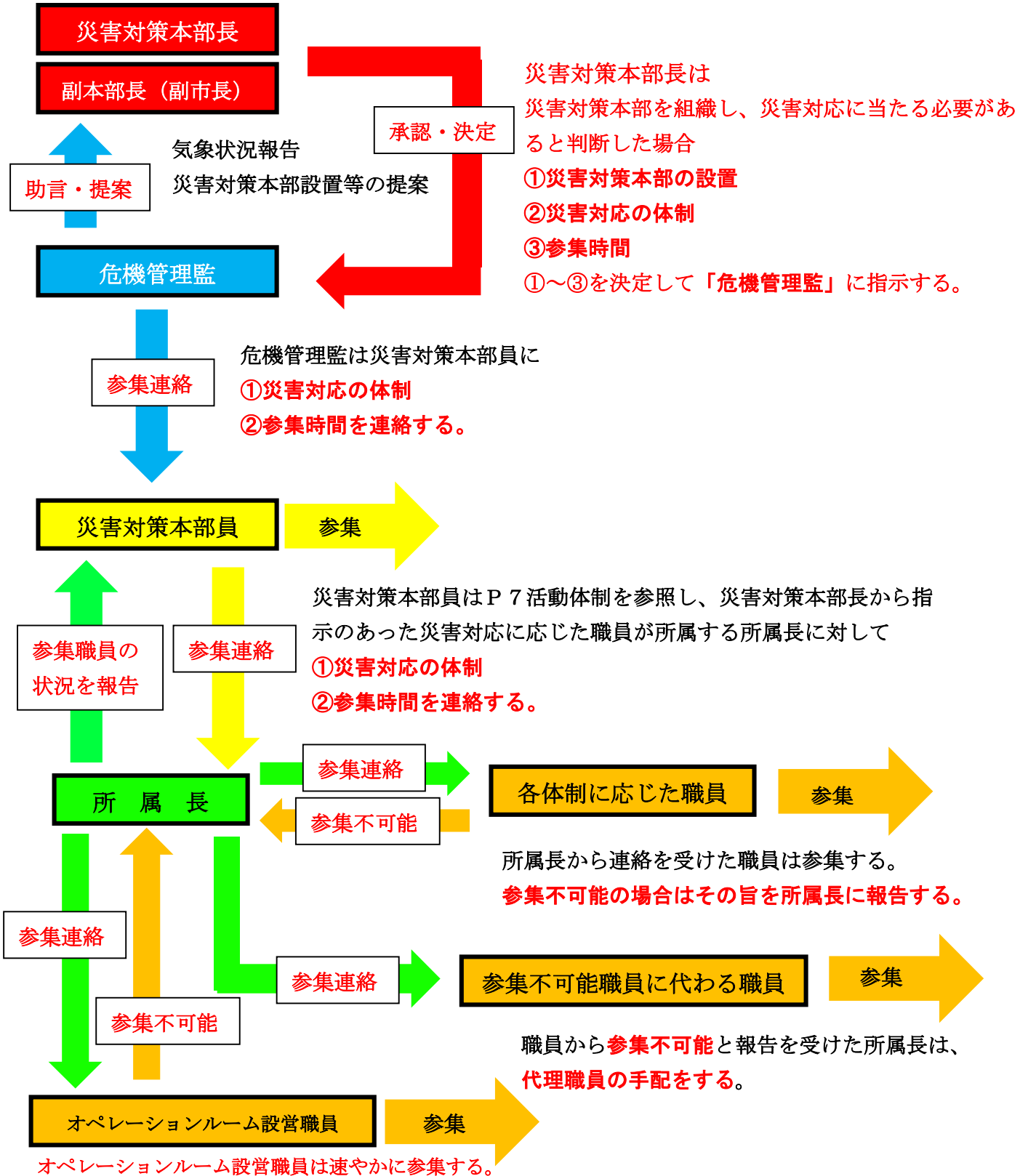
No.	協議事項	内 容
1	災害対策本部の体制に関する事	①災害対策本部の体制切り替え廃止に関する事 ②現地災害対策本部の設置に関する事 ※現地対策本部の詳細は「 <b>現地災害対策本部マニュアル</b> 」を参照
2	災害情報、被害状況の分析及び対策活動の基本方針に関する事	①災害情報、被害状況の分析及び対策活動の基本方針に関する事 ②被害調査の方法及び基準に関する事 ③救護・救援物資等の支給基準に関する事 ④避難情報に関する事
3	県その他防災関係機関に対する応急措置の実施要請及び応援要求に関する事	①国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に対する応援要請に関する事 ②自衛隊に対する災害派遣要請の要求に関する事 ③災害対策に要する経費の処理に関する事
4	その他災害対策に関する事	人命に関する事、ライフラインに重大な影響があること等、災害対応に関する重要な事項

### 3 職員の参集

災害対策本部長が「災害対策本部の設置」「災害対応の体制」「参集時間」を決定したとき、各体制に応じた「職員の参集指令」は、次の系統により行う。

参集指令は、電話、メール等最も早く伝達できる手段を用いる。

勤務時間内の参集指示について「庁内放送」「デスクネッツ」を用いる場合もある。



- (1) 災害の初動対応は、十分な体制を取りながら被害の状況に応じ、徐々にその規模を縮小して対応することを基本とする。
- (2) 職員の参集指令は、各所属連絡網等を活用する。
- (3) オペレーションルーム設営の職員は、所属長からの参集連絡を受け速やかに「**危機管理課**」に参集する。  
※職員は、情報収集をしながら参集し、「**人命・ライフラインに影響する重大な事案**」があった場合は、「**危機管理課長**」に報告すること。  
また、異常がない場合についても「**所属長**」に「**異常なし**」の報告をすること。
- (4) オペレーションルーム設営の職員は、参集後、速やかに「**災害対策本部の設営**」「**オペレーションルームの設営**」「**本庁舎内の規制**」をする。
- (5) 職員は、担当する業務に合わせ、「**災害対策本部(本庁3階 第1会議室)**」、「**オペレーションルーム(本庁3階 大会議室)**」及び「**各職場**」に参集する。  
※職員は、情報収集をしながらの参集し、「**人命・ライフラインに影響する重大な事案**」があった場合は、**オペレーションルームの「災害関連情報収集分析体制」**に報告すること。  
また、異常がない場合についても「**災害関連情報収集分析体制**」に「**異常なし**」の報告をすること。
- (6) 所属長は、職員の参集状況を「**所属の災害対策本部員**」及び「**災害対策本部員(総務部長)**」に報告すること。報告を受けた災害対策本部員(総務部長)は、「**第1回災害対策本部会議**」で職員の参集状況を報告すること。
- (7) 動員にあたっては、災害対応が長期化することも想定される。その場合、要員交代制をとるものとする。  
要員交代制の方法等については、災害対策本部会議で協議して決定する。

## 4 災害警戒本部の設置・運営

### 4-1 設置基準

副市長は、市内に気象警報が発表されるなど、被害の可能性があると認めるときは、「**災害警戒本部**」を設置し、市長に報告する。警戒体制として担当職員を配備する。

### 4-2 設置場所

災害警戒本部は「**本庁舎 2 階 危機管理課内**」に設置する。

### 4-3 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織体制は以下のとおりとする。（詳細はP 2 5を参照）

### 4-4 設置指揮の権限

災害警戒本部の設置及び指揮は、副市長が行うが、やむ得ない事情があるときは、次の順位に基づきこれを代行する

第1順位 市民生活部長

第2順位 総務部長

### 4-5 災害警戒本部の活動内容

災害警戒本部の主な活動は、次のとおりとする。

- ・気象に関する情報収集
- ・被害状況の把握
- ・警戒レベル3自主避難（高齢者等避難）発令及び周知の検討
- ・自主避難所開放と対象地区の検討
- ・災害対応体制の検討

### 4-6 災害警戒本部の廃止、災害対策本部への移行

(1) 副市長は、災害発生の可能性が解消されたと認めるときは、災害警戒本部を廃止する。

(2) 危機管理監は、気象状況、被害状況等から災害応急対応が必要な場合は市長に報告し、市長の判断を受け、災害警戒本部を廃止し災害対策本部へ移行する。

(3) 災害対策本部への移行は、職員の参集（P 9）に記載されている系統図を参照し、最も早く伝達できる手段を用いて参集指示を行うこと。

## 5 災害対策本部の設置・運営

### 5-1 設置基準

市長は次の基準に基づき必要があると認めるときは、「**災害対策本部**」を設置し、災害応急体制に応じた担当職員を配備する。

なお、災害対策本部設置・職員配置後は、各課で行っていた災害対応の全てを災害対策本部で対応することに切り替える。

- ・市内に土砂災害警戒情報等が発表され、被害の発生する可能性が高まったとき
- ・市内に災害が発生したとき

### 5-2 設置場所

- ・災害対策本部会議は「**本庁舎3階 第1会議室**」に設置する。
- ・オペレーションルームは「**本庁舎3階 大会議室**」に設置する。

### 5-3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織体制はP 7を参照

### 5-4 災害対策本部設置連絡及びリエゾンの派遣依頼

危機管理課は、災害対策本部を設置した時、関係機関に対し災害対策本部を設置し災害対応する旨を連絡するとともにリエゾンの派遣も要請する。

No.	関係機関名	電話番号	リエゾン派遣依頼
1	群馬県 危機管理課	027-226-3411	
2	渋川行政県税事務所	0279-22-0777	○
3	渋川消防本部	0279-25-0119	○
4	渋川警察署	0279-23-0110	○
5	陸上自衛隊 第48普通科連隊	0279-54-2011 (内線 2528)	○

### 5-5 災害対応班の設置

災害対応は「**渋川市災害対策本部設置要綱**」の別表1・2に定めるとおりの体制で災害対応を行う。

別表1に定める各班の班長は、かっこ内の職にある者を、班員には当該班の長の所属職員をもって充てる。

**渋川市災害対策本部設置要綱 別表 1**

市民生活班（市民生活部長）	危機管理課（危機管理課長（危機管理監））
	市民課（市民課長）
	税務課（税務課長）
	納税課（納税課長）
	環境課（環境課長）
	市民協働推進課（市民協働推進課長）
	各行政センター（各行政センター所長）
総務班（総務部長）	秘書課（秘書課長）
	総務課（総務課長）
	人事課（人事課長）
	財政課（財政課長）
	財産活用課（財産活用課長）
	契約管理課（契約管理課長）
総合政策班（総合政策部長）	総合政策課（総合政策課長）
	新庁舎準備室（新庁舎準備室長）
	D X 推進課（D X 推進課長）
	広報課（広報課長）
福祉班（福祉部長）	社会福祉課（社会福祉課長）
	高齢福祉課（高齢福祉課長）
	介護保険課（介護保険課長）
こども健康班（こども健康部長）	こども課（こども課長）
	保育所（保育所長）
	保育所型認定こども園（認定こども園長）
	幼稚園（幼稚園長）
	幼稚園型認定こども園（認定こども園長）
	健康増進課（健康増進課長）
	保険年金課（保険年金課長）
農政班（農政部長）	農林課（農林課長）
	土地改良課（土地改良課長）
商工観光班（商工観光部長）	商工課（商工課長）
	企業誘致推進室（企業誘致推進室長）
	観光課（観光課長）

建設交通班（建設交通部長）	土木管理課（土木管理課長）
	土木維持課（土木維持課長）
	建築住宅課（建築住宅課長）
	都市政策課（都市政策課長）
	交通政策課（交通政策課長）
上下水道班（上下水道局長）	水道課（水道課長）
	下水道課（下水道課長）
会計班（会計管理者）	会計課（会計課長）
教育班（教育部長）	教育総務課（教育総務課長）
	学校教育課（学校教育課長）
	生涯学習課（生涯学習課長）
	スポーツ課（スポーツ課長）
	文化財保護課（文化財保護課長）
	各公民館（各公民館長）
	図書館・美術館・文学館（各館長）
協力班（議会事務局長） （監査委員事務局長） （農業委員会事務局長）	議会（議会副事務局長）
	監査委員（監査委員副事務局長）
	農業委員会（農業委員会副事務局長）
消防班（消防団長）	消防団（各方面隊長）

**班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。**

## 渋川市災害対策本部設置要綱 別表2

班 (部長相当職)	担当課 (課長相当職)	分 掌 事 務
市民生活班 (市民生活部長)	危機管理課 (危機管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び廃止に関する事。</li> <li>2 本部の指示又は指令等に係る伝達に関する事。</li> <li>3 本部要員の動員及び配置に関する事。</li> <li>4 自衛隊の災害派遣に関する事。</li> <li>5 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 本部及び班との連絡調整に関する事。</li> <li>7 公共的団体への活動依頼に関する事。</li> <li>8 防災行政無線施設に関する事。</li> <li>9 防災行政無線等の情報伝達に関する事。</li> <li>10 被災証明(固定資産に関するものを除く)の発行に関する事。</li> <li>11 災害情報連絡員(自主防災会長等)に関する事。</li> <li>12 気象情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>13 各種資料の収集に関する事。</li> <li>14 災害時相互応援協定締結市町村の応援の要請に関する事。</li> <li>15 安全安心情報発信の調整に関する事。</li> <li>16 災害時の市内パトロールに関する事。</li> </ol>
	市民課 (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 死体の埋火葬に関する事。</li> <li>3 市民相談に関する事。</li> <li>4 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。</li> </ol>
	税務課 (税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家等被害調査に関する事。</li> <li>2 税の減免に関する事。</li> <li>3 り災者調査の協力に関する事。</li> <li>4 固定資産の、り災に関する事。</li> <li>5 固定資産の、り災証明に関する事。</li> </ol>
	納税課 (納税課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 班内の協力に関する事。</li> <li>2 税の減免に関する事。</li> </ol>
	環境課 (環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 災害時のゴミ収集に関する事。</li> <li>3 災害時のし尿のくみ取りに関する事。</li> <li>4 仮設トイレの設置及び管理に関する事。</li> <li>5 がれきの処理に関する事。</li> <li>6 家庭動物(ペット)に関する事。</li> </ol>
	市民協働推進課 (市民協働推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会地区内の被害情報の収集に関する事。</li> <li>2 避難者の誘導輸送に関する事。</li> <li>3 外国人に対する情報提供、生活相談及び援護に関する事。</li> </ol>
	各行政センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> </ol>

	(各行政センター 所長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 避難者の避難誘導及び避難所等の避難者の総括的 掌握及び報告に関する事。</li> <li>3 地震、気象情報の報告に関する事。</li> <li>4 班に係わる施設の被害調査に関する事。</li> <li>5 現地災害対策本部の運営に関する事。</li> </ul>
総務班 (総務部長)	秘書課 (秘書課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部長の会合の伝達に関する事。</li> <li>2 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>3 災害見舞者、視察者に関する事。</li> </ul>
	総務課 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班の被害調査に関する事。</li> <li>2 各班の被害調査の集計及び報告に関する事。</li> <li>3 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部 及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。</li> <li>4 危機管理班の応援に関する事。</li> </ul>
	人事課 (人事課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各班動員者名簿の作成及び給与に関する事。</li> <li>2 職員の動員及び各班の増員、派遣に関する事。</li> <li>3 職員の災害補償に関する事。</li> </ul>
	財政課 (財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急措置関係予算に関する事。</li> <li>2 各班動員者の賄いに関する事。</li> <li>3 国、県等の補助金に関する事。</li> </ul>
	財産活用課 (財産活用課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に係わる事。</li> </ul>
	契約管理課 (契約管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車の配車に関する事。</li> <li>2 庁舎に関する事。</li> <li>3 班内の協力に関する事。</li> </ul>
総合政策班 (総合政策部 長)	総合政策課 (総合政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 他市町村からの応援の受け入れに関する事。</li> <li>2 市民生活班の応援に関する事。</li> <li>3 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部 及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。</li> <li>4 災害情報の集計に関する事。</li> </ul>
	新庁舎準備室 (新庁舎準備室 長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班内の協力に関する事。</li> </ul>
	DX 推進課 (DX 推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 行政情報システムに関する事。</li> <li>2 班内の協力に関する事。</li> <li>3 班の施設に係る被害調査の取りまとめに関する 事。</li> </ul>
	広報課 (広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害広報に関する事。</li> <li>3 災害時の記録写真撮影に関する事。</li> <li>4 市ホームページ等による情報発信に関する事。</li> </ul>
福祉班 (福祉部)	社会福祉課 (社会福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 避難所の設置及び避難者の管理に関する事。</li> <li>3 食料の調達及び炊出しに関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 支援物資の集積場所及び仕分けに関する事。</li> <li>5 衣料、生活必需品、その他物資の受給に関する事。</li> <li>6 社会福祉施設災害復旧に関する事。</li> <li>7 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</li> <li>8 救援物資の輸送及び受給・配分に関する事。</li> <li>9 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。</li> <li>10 義援金の受入れに関する事。</li> </ul>
	高齢福祉課 (高齢福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 被災者名簿の作成に関する事。</li> <li>3 被災者の収容に関する事。</li> <li>4 遺体の収容と捜索に関する事。</li> <li>5 災害見舞金の募集及び配分に関する事。</li> <li>6 ボランティア活動の支援・推進に関する事。</li> <li>7 保健活動の実施に関する事。</li> </ul>
	介護保険課 (介護保険課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班内の協力に関する事。</li> </ul>
こども健康班 (こども健康部長)	こども課 (こども課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。</li> <li>3 幼稚園、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の児童等の避難に関する事。</li> <li>4 幼稚園、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の児童等応急保育に関する事。</li> </ul>
	保育所(保育所長) 保育所型認定こども園(認定こども園長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 保育所、保育所型認定こども園の児童の避難に関する事。</li> <li>3 保育所、保育所型認定こども園の応急保育に関する事。</li> </ul>
	幼稚園(幼稚園長) 幼稚園型認定こども園(認定こども園長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 幼稚園、幼稚園型認定こども園の児童の避難に関する事。</li> <li>3 幼稚園、幼稚園型認定こども園の応急保育に関する事。</li> </ul>
	健康増進課 (健康増進課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 病院関係の被害調査に関する事。</li> <li>3 防疫に関する事。</li> <li>4 医薬品等の配分に関する事。</li> <li>5 救護所の設置に関する事。</li> </ul>
	保険年金課 (保険年金課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班内の協力に関する事。</li> <li>2 施設の被害状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>3 他の医療機関との連携に関する事。</li> <li>4 救護所の設置、運営及び救護医療品の調達に関する事。</li> </ul>
農政班	農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係る施設等の被害調査に関する事。</li> </ul>

(農政部長)	(農林課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 被害農産物の応急措置に関する事。</li> <li>3 被害時における家畜の防疫に関する事。</li> <li>4 被害農用施設の応急に関する事。</li> <li>5 農産物の被害対策に関する事。</li> <li>6 農業用肥料の確保に関する事。</li> <li>7 畜産被害対策に関する事。</li> <li>8 森林・林道に関する災害対策復旧に関する事。</li> <li>9 応急食糧の調達に対する応援に関する事。</li> <li>10 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。</li> </ul>
	土地改良課 (土地改良課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係る施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 被害農地・農業施設の災害対策復旧に関する事。</li> <li>3 班内の協力に関する事。</li> </ul>
産業観光班 (産業観光部長)	商工課 (商工課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係る施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 商工関係被害調査に関する事。</li> <li>3 衣料等生活必需品の受給に係る応援に関する事。</li> <li>4 被災商工業者の金融指導に関する事。</li> <li>5 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。</li> </ul>
	企業誘致推進室 (企業誘致推進室長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班内の協力に関する事。</li> </ul>
	観光課 (観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班に係る施設等の被害調査に関する事。</li> <li>2 観光関係被害調査に関する事。</li> <li>3 班内の協力に関する事。</li> </ul>
建設交通班 (建設交通部長)	土木管理課 (土木管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水害予防に関する事。</li> <li>2 土砂災害予防に関する事。</li> <li>3 道路、橋りょうの危険箇所に関する事。</li> <li>4 応急復旧に関する事。</li> <li>5 災害復旧に関する事。</li> <li>6 災害時の道路管理に関する事。</li> <li>7 応急対策実施のための用地借入れ及び補償に関する事。</li> <li>8 幹線道路の被害調査に関する事。</li> <li>9 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。</li> </ul>
	土木維持課 (土木維持課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょうの危険箇所に関する事。</li> <li>2 除雪対策に関する事。</li> <li>3 災害復旧に関する事。</li> <li>4 災害時の道路管理に関する事。</li> <li>5 班に係る施設の被害調査に関する事。</li> </ul>
	建築住宅課 (建築住宅課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築物災害予防に関する事。</li> <li>2 避難所の建設に関する事。</li> <li>3 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>4 建築物(市が所有するもの)の被害調査に関する事。</li> <li>5 班に係る施設等の被害調査並びに取りまとめ及び報告に関する事。</li> </ul>

		6 市営住宅の応急修繕及び復旧に関する事。
	都市政策課 (都市政策課長)	1 都市計画施設、公園施設、区画整理区域内施設の被害調査に関する事。 2 都市計画施設、公園施設、区画整理区域内施設の応急修理及び復旧に関する事。 3 被災者の避難対策に関する事。
	交通政策課 (交通政策課長)	1 輸送機関との連絡調整に関する事。 2 班内の協力に関する事。
上下水道班 (上下水道局長)	水道課 (水道課長)	1 給水に関する事。 2 水道施設の防災及び給水の保全に関する事。 3 飲料水の確保に関する事。 4 班の被害調査並びに取りまとめに関する事。 5 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。
	下水道課 (下水道課長)	1 下水施設等の点検整備、災害補修及び応急復旧に関する事。 2 災害時の悪質汚水流入(水質事故)に関する情報収集、関係機関への連絡等に関する事。
会計班 (会計管理者)	会計課 (会計課長)	1 災害関係経費の出納に関する事。 2 災害対策に伴う物品の購入及び保管に関する事。 3 災害見舞金等の受け入れ及び礼状の発送に関する事。 4 義援金に関する事。
教育班 (教育部長)	教育総務課 (教育総務課長)	1 班に係る施設等の被害調査並びに取りまとめに関する事。 2 本部及び班内の連絡調整に関する事。 3 教育関係災害復旧及び応急予算に関する事。 4 炊き出し設備の確保及び給食センターに関する事。 5 炊出し業務の協力に関する事。 6 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。
	学校教育課 (学校教育課長)	1 教育施設における避難所の設置に関する事。 2 児童生徒の避難に関する事。 3 災害時の応急対策に関する事。 4 災害時における学校の保健衛生に関する事。
	生涯学習課 (生涯学習課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関する事。 2 社会教育施設の災害対策に関する事。
	スポーツ課 (スポーツ課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関する事。 2 体育関係施設の災害対策に関する事。 3 被災者の避難対策に関する事。
	文化財保護課 (文化財保護課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関する事。 2 文化財の保護復旧に関する事。

	各公民館 (各公民館長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の避難誘導及び避難状況の総括的掌握及び報告に関する事。</li> <li>2 班に係わる施設等の被害調査に関する事。</li> <li>3 班内の協力に関する事。</li> <li>4 班に係わる施設の避難所指定時における施設の管理に関する事。</li> </ol>
	図書館・美術館・文学館 (各館長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設等の被害調査に関する事。</li> </ol>
協力班 (議会事務局長)	議会事務局 (議会 副事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の協力に関する事。</li> <li>2 議会事務に関する事。</li> </ol>
(監査委員 事務局長)	監査委員事務局 (監査委員副事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の協力に関する事。</li> </ol>
(農業委員会 事務局長)	農業委員会事務局 (農業委員会副事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の協力に関する事。</li> </ol>
消防班 (消防団長)	消防団 (各方面隊長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の警戒及び防ぎよに関する事。</li> <li>2 人命の保護及び救出に関する事。</li> <li>3 団の動員に関する事。</li> <li>4 被害情報の収集及び報告に関する事。</li> <li>5 避難、誘導に関する事。</li> <li>6 その他災害出動に関する事。</li> </ol>

※1 上記は渋川市災害対策本部設置要綱から抜粋

※2 本マニュアルP4に記載があるとおおり、災害対応班は災害の発生に備え「対応マニュアル」の作成をすること。

### 5-6 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、災害発生の可能性が解消されたと認めるとき、又は災害発生後における災害応急措置が終了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

### 5-7 災害対策本部設置及び廃止の連絡

災害対策本部の設置又は廃止したときは、直ちに群馬県へ報告する。その他については次のとおり連絡する。

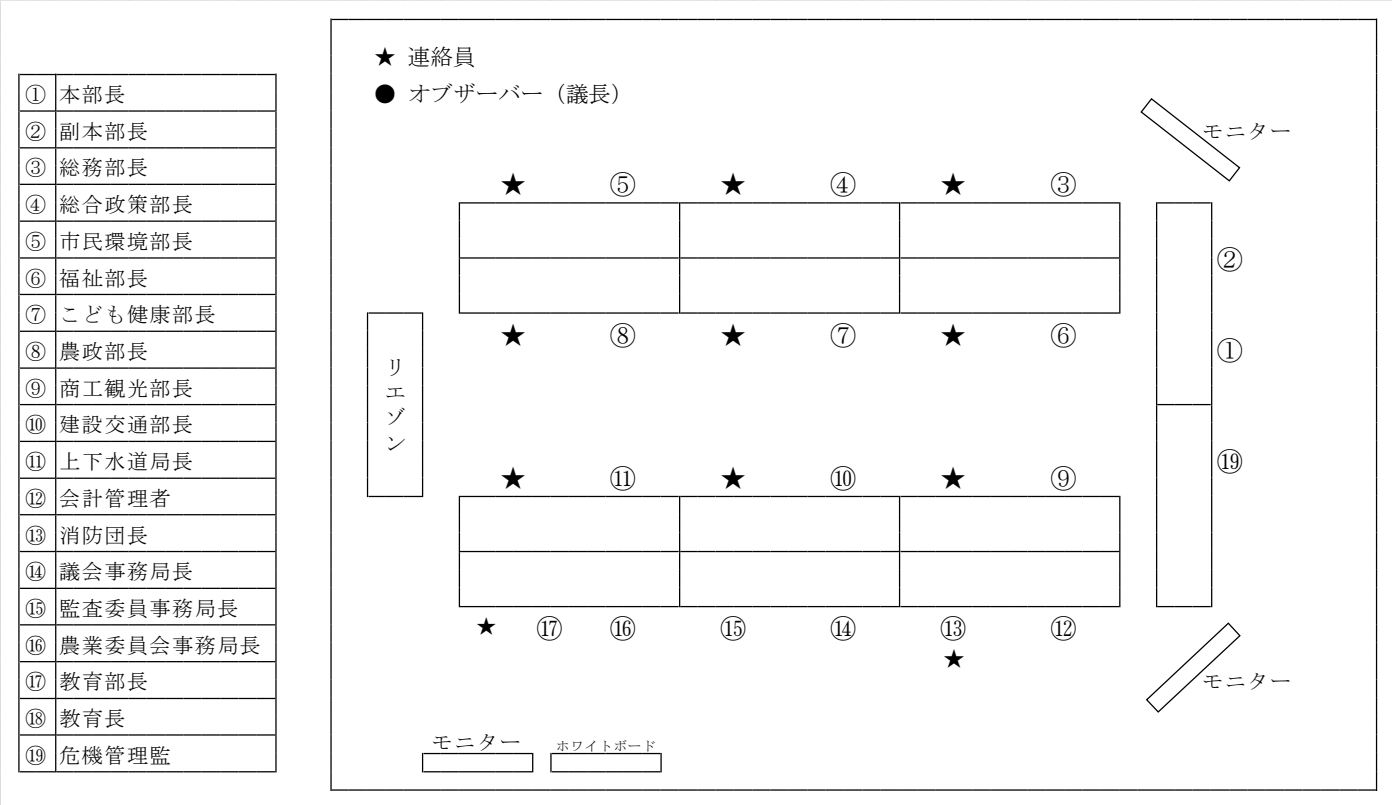
連絡先	連絡・公表の方法
各班	電話、メール、庁内放送、デスクネッツ等
関係機関	電話等
報道関係	電話、FAX、ホームページ等
市民	防災行政無線、報道機関、ホームページ等

## 6 災害対策本部・オペレーションルーム設置の流れ

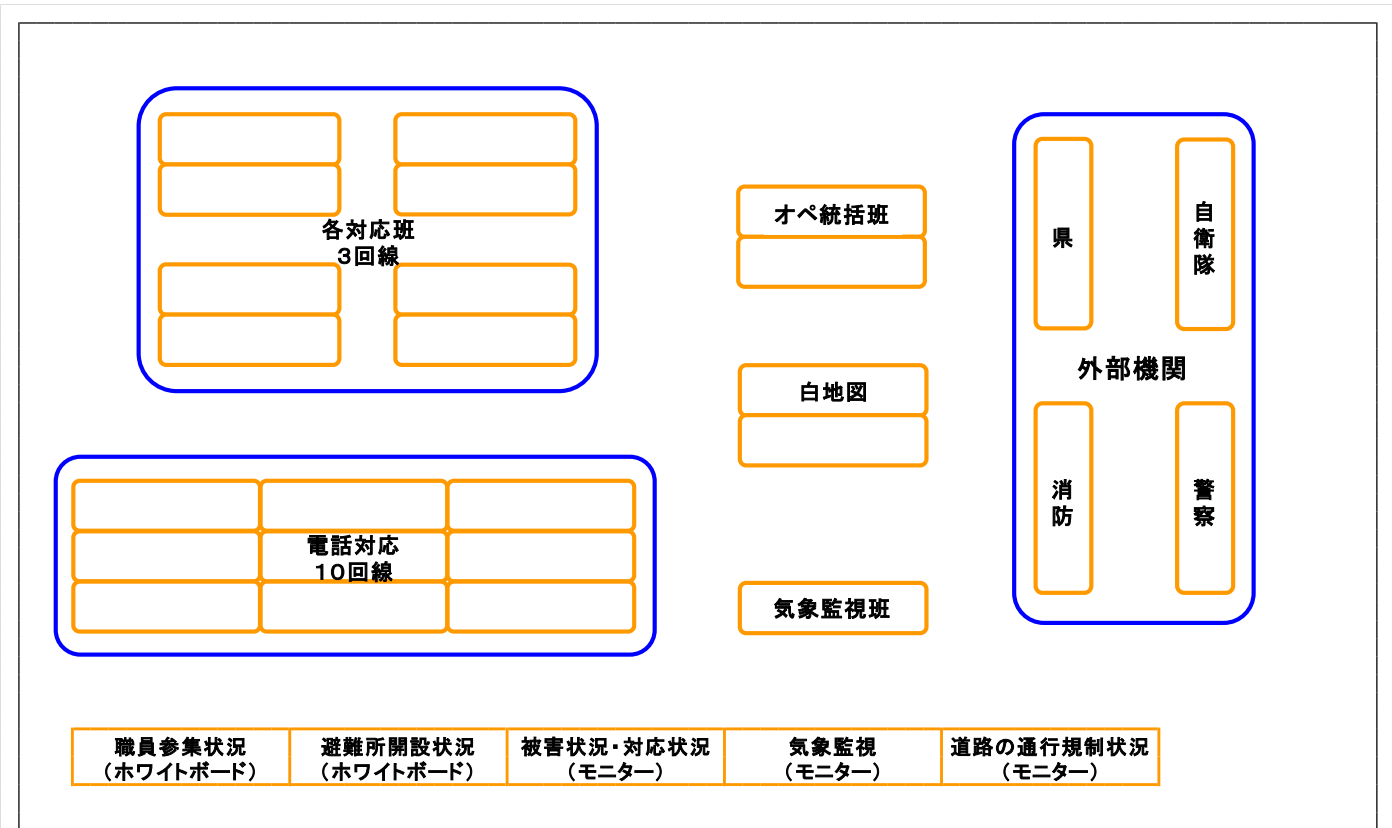
「災害対策本部」「オペレーションルーム」設置の流れは以下のとおりである。ただし、災害の状況により順序等入れ替わることがある。



## 7 災害対策本部設置図（本庁舎3階 第1会議室）



## 8 オペレーションルーム設置図（本庁舎3階 大会議室）



9 渋川市役所本庁舎 規制図

本庁舎案内図

規制線

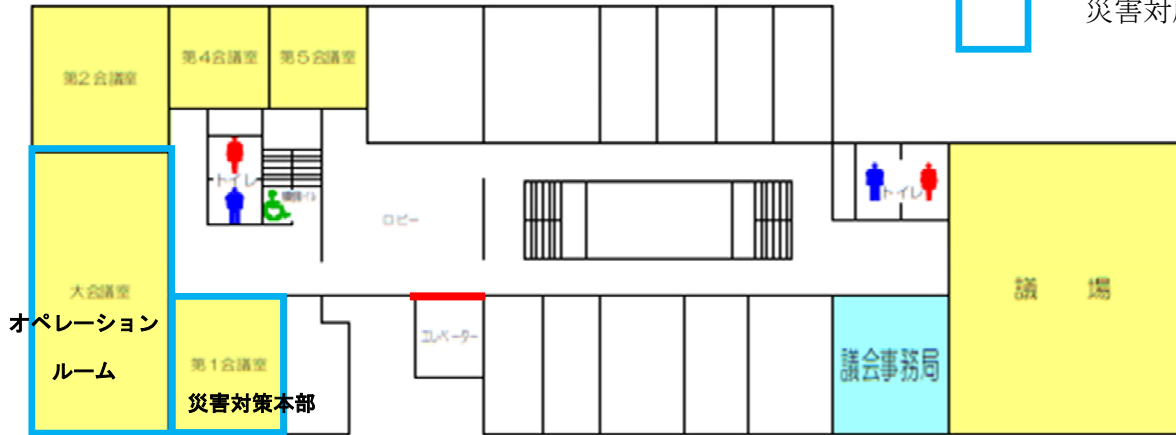


規制線の設置には左の  
立て看板を設置し規制

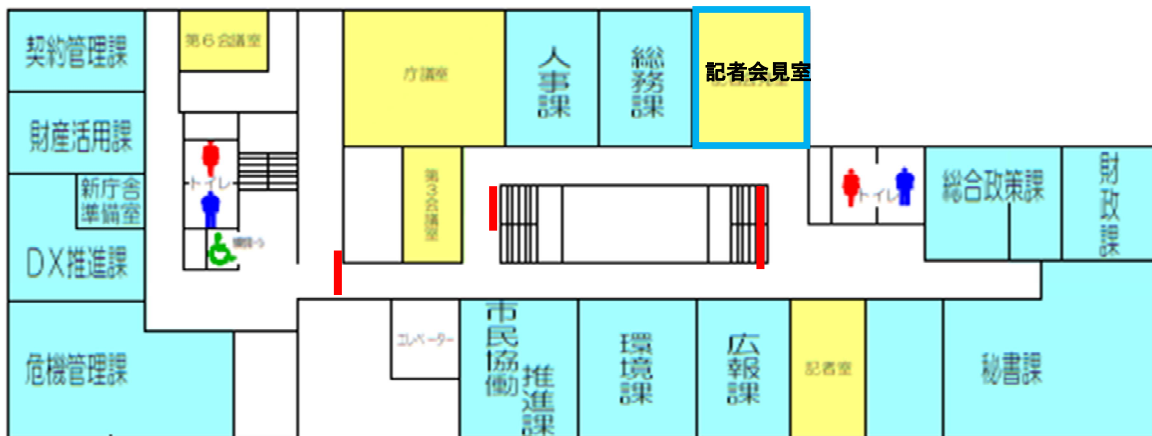


災害対応執務室

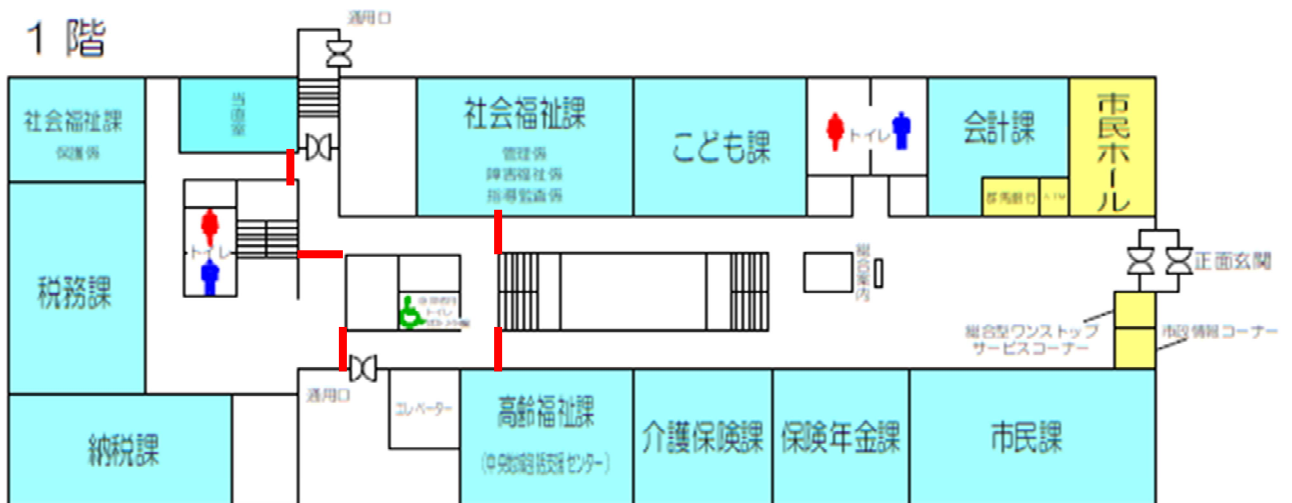
3階



2階



1階



# 10 災害対応組織表 別表

別表

配置基準	班	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	行政センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども健康部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	市民生活部	消防団
気象警報発表可能性有	気象監視班	気象情報等の情報収集と監視及び茨川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー+1名		2														
	情報連絡会議	情報連絡会議 具体的な対応の可能性は低いが情報共有	8名	会議運用(危機管理課) 3名+気象監視班	危機管理監 部長 +2	危機管理監 部長 +2		部長					部長		部長					
災害発生の可能性を視野に、陣容の意識を高める			10	危機管理課5名+部局長		6		1					1							
	気象監視班	気象情報等の情報収集と監視及び茨川市内への影響評価	2名	気象防災アドバイザー+1名		2														
	情報連絡会議	情報連絡会議(警戒体制を視野) 今後の体制を含めた情報共有	17名	会議運用(危機管理課) 3名+気象監視班	危機管理監 部長 +2	危機管理監 部長 +2		部長					部長		部長		会計管理 者	局長		
	情報発信班	市民向け注意喚起情報提供(市HP、茨川ほっとメール等)	1名	危機管理課		1														
			20	危機管理課6名+部局長		7		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		計																		

避難情報 体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	防災センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども健康部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	健康福祉部	消防団		
災害警戒レベル3 自主避難発令	警戒本部会議	庁議室	災害警戒本部会議(連絡員の同行可)	※1 17名	会議運用(統括班)+気象監視班	副市長 教育長	危機管理監 部長		部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	会計管理 者	局長	局長	部長		
	気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び茨川市内への影響評価	3名	気象防災アドバイザー+2名		3																
	オペア統括班		本部の統括、資料作成、議事録作成	3名	危機管理係長+2		危機管理係長+2																
	情報分析班		災害関連情報収集分析体制(市民からの問合せ対応含む)	6名+柱	災害情報対応マニュアル参照		危機管理係員+1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	DX推進課				2														
	報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	2名	報道対応マニュアル参照				2														
	自治会連絡班		対象地区自治会長への事前通知・情報共有連携	※1 14名	市民生活部、行政センター(対象地区)		4	※1 5×2															
	避難所班		対象地区の公民館避難所開放(1公民館を想定)	※1 22名	教育部(対象地区公民館)													※1 22					
				計	70		2	14	10	2	6	1	1	1	2	1	2	1	24	1	1	1	1

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務有り

避難情報 体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	防災センター	総務部	総合政策部 福祉部	こども健康部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	市長+副市長	消防団		
災害対策本部(小規模体制) 警戒レベル4避難指示発令	災対本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	33名	会議通用(統括班)+気象監視班	市長 副市長 教育長	危機管理監 部長 + 連絡員		部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	会計管理者	局長+連絡員	局長+連絡員	団長+副団長1名		
	議事録作成班		災対本部会議議事録作成	2名	災対本部運営マニュアル参照	教育長																
	災対本部設営班		災害対策本部設営(大会議室) 本庁舎内動線規制	※2 12名	災対本部運営マニュアル参照		危機管理係長 +3名	※2 5	※2 5	※2 2												
	オペ統括班		オペレーションルーム内の統括	3名+柱	危機管理係長+3名																	
	気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び渋川市内への影響評価	3名	気象防災アドバイザー+2名(総務課)		アドバイザー		2	2												
	資料作成班		会議資料作成	2名	災対本部運営マニュアル参照				2													
	電話対応班		災害関連情報収集(市民からの問合せ対応含む)	10名+柱	災害情報対応マニュアル参照		危機管理係員 +5		5													
	情報分析班	オペレーションルーム (本庁舎大会議室)	災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル参照																	
	情報連絡班		情報連絡員の派遣(ライフライン対応)	7名	災害情報対応マニュアル参照			1	1	1	1						1					
	情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	総合政策部																	
	報道対応班		H P、S N S 及び報道機関対応	4名	報道対応マニュアル参照						4											
	自治会連絡班		対象地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 10名	市民生活部、行政センター(対象地区)			4	※1 3×2													
	避難所班	各避難所	避難指示地区公民館避難所要員(11公民館を想定)(1カ所:4名)	44名	教育部(対象地区公民館)												※1 4×11					
	避難所班	各避難所	避難指示地区市有施設避難所担当(1施設を想定)(1カ所:5名(うち係員1名))	※1 5名	福祉部						※1 5											
	物資輸送班		避難所への災害備品配布	4名	物資輸送マニュアル参照						4											
	緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照				3			7					3	1	1	1		
			計	154			3	19	6	17	13	7	9	4	6	4	4	50	2	2	3	2

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

避難情報 体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	行政センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども園課前	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	局長+ 連絡員	局長+ 連絡員	局長+ 連絡員	局長+ 連絡員	消防団		
警戒レベル4避難指示エリア拡大発令	災害対策本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営 象監視班	33名	会議運用(統括班)+気 象監視班	市長 副市長 教育長	危機管理監 部長 +連絡員		部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	団長+ 副団長1 名	
	議事録作成班		災害対策本部会議議事録作成	2名	災害対策本部運営マニュアル 参照																					
	災害対策本部設置班		災害対策本部設置(大会議室) 本庁舎内動線規制	※2 12名	参照		※2 5		※2 5		※2 2															
	オペ統括班		オペレーションルームの統括	4名	危機管理係長+3名		危機管理係長 +3																			
	気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び宗川市内 への影響評価	3名	気象防災アドバイザー +2名		アドバイザー																			
	資料作成班		会議資料作成	2名	災害対策本部運営マニュアル 参照																					
	電話対応班		災害関連情報収集(市民からの問合せ対応 含む)	10名+柱	災害情報対応マニュアル 参照		危機管理係員 +5																			
	情報分析班	オペレーション ルーム (本庁舎大会議室)	災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル 参照																					
	情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル 参照																					
	情報発信班		LPアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	総合政策部																					
	報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	5名	報道対応マニュアル参照																					
	自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報 共有・連携	※1 10名	市民生活部 行政セン ター(対象地区)			※1※2 4 3×2																		
	現地交付	対象地区行政セン ター	避難指示地区公民館避難所要員(11公民 館を想定)(1カ所:4名)	10名+柱	現地災害対策本部マニ ュアル参照	※2 副市長	地域消防係長																			
	避難所班	対象避難所	避難指示地区市有施設避難所担当(1施設 を想定)(1カ所:5名(うち保健師1名))	※1 44名	教育部(対象地区公民 館)																					
	避難所班	対象避難所	避難指示地区市有施設避難所担当(1施設 を想定)	※1 5名	福祉部							※1 5														
	物資輸送班		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	物資輸送マニュアル参照																					
	緊急被害現地調査 チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニ ュアル参照																					
				計	164		3	20	8	17	16	7	9	6	6	6	6	4	50	2	2	3	1	1	3	2

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

避難情報 体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支役)	特別職	市民生活部	市民生活部 危機管理監 部長 + 連絡員	中核センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道部	教育部	会計課	議会事務局	市長事務課	消防団		
警戒レベル4 避難指示 エリア 拡大 発令	災害対策本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議	33名	会議運用(統括班) + 気象監視班	市長 副市長 教育長																団長 + 副団長1 名		
	議事録作成班		災害対策本部会議 議事録作成	2名	災害対策本部会議 議事録作成	教育長																		
	災害対策本部設置班		災害対策本部設置(大会議室) 本庁舎内動線規制	※2 12名	災害対策本部設置 本庁舎内動線規制	教育長																		
	オペレーション班		オペレーションルームの統括	3名 + 柱	オペレーションルームの統括	危機管理係長 + 3																		
	気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び茨川市内 への影響評価	3名	気象情報等の情報収集と監視 及び茨川市内への影響評価	危機管理係長 + 2名																		
	資料作成班		会議資料作成	2名	会議資料作成	教育長																		
	電話対応班		オペレーション ルーム (本庁舎大会議室)	10名 + 柱	災害関連情報収集(市民からの問合せ対応 含む)	危機管理係員 + 5																		
	情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル 参照																			
	情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル 参照																			
	情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	総合政策部																			
	報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	5名	報道対応マニュアル参照																			
	自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報 共有・連携	※1 10名	市民生活部、行政セン ター(対象地区)																			
	現地災対①		避難指示地区公民館避難所要員(11公民 館を想定)(1カ所:4名)	10名 + 柱	現地災害対策本部マニユ アル参照	※2 副市長																		
	現地災対②		避難指示地区市有施設避難所要員(1施設 を想定)(1カ所:5名(うち保健師1名))	10名 + 柱	現地災害対策本部マニユ アル参照	部長 ※2 安全安心係長																		
	避難所班		避難指示地区公民館避難所要員(11公民 館を想定)	※1 44名	教育部(対象地区公民 館)																			
	避難所班		避難指示地区市有施設避難所要員(2施設 を想定)	※1 10名	福祉部																			
	物資輸送班		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	物資輸送マニュアル参照																			
	建設交通班		主要道路土砂崩れ啓蒙等の応急対策	10名	建設交通部																			
	緊急被害現地調査 チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニユ アル参照																			
			計	186																				

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

選抜情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	中核センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども課	農政部	加工課	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	市長事務課	消防団				
警戒レベル5緊急安全確保発令	災害対策本部(特別体制)	災对本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	33名	会議運用(総括班)+気象監視班	市長 副市長 教育長	危機管理部長+通員			部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員	部長+通員		
		議事録作成班		災对本部会議議事録作成	2名	本部運営マニュアル					2															
		災对本部設置班		災对本部設置(含む大会議室)	※2 12名	災对本部運営マニュアル参照			※2 5		※2 5	※2 2	※2 2													
		オペ総括班		オペレーションルームの総括	3名+柱				危機管理部長+3																	
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び茨川市内への影響評価	3名	気象防災アドバイザー+2名			アドバイザー			2														
		資料作成班		会議資料作成	2名	本部運営マニュアル参照					2															
		電話対応班		災害関連情報収集(市民からの問合せ対応含む)	18名+柱	災害情報対応マニュアル参照			危機管理部長+13		5															
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル参照										1		1								
		情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル参照				1		1	1	1				1								
		情報発信班		シェアード、防災行政無線等の情報発信	2名	総合政策部							2													
		報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	5名	報道対応マニュアル参照							5													
		自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 10名	市民生活部、行政センター(対象地区)			4	※1※2 3×5																
		現地災対①		対象地区行政センター	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照			※2 副市長	2	5					2		※1 11×4								
		現地災対②		対象地区行政センター	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照				2	5					2										
		避難所班		対象避難所	※1 44名	避難指示地区公民館避難所要員(11公民館を想定)(1カ所:5名(うち保健師1名))																				
		避難所班		対象避難所	※1 15名	避難指示地区公民館避難所要員(11公民館を想定)(5名(うち保健師1名)×3)																				
		物資輸送班		避難所への災害備品配布	14名	避難所への災害備品配布							10										1	1	1	1
		建設交通班		主要道路土砂崩れ等閉塞の応急対策と交通規制	20名	建設交通部												20								
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照						3				7		4								1
				被災状況に応じた調査金・ボランティア対応の検討	2名	福祉部										2										
				計	228		3		29	19	19	17	20	19	19	9	8	6	28	4	50	3	3	4	4	2

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

## 1 1 災害対応組織表にある対応業務

### 1 1 - 1 災害対策本部会議

災害対策本部員は、災害対策本部長から指示された「災害対策本部会議開催」までに所管する分野の災害情報を収集し集約すること。

#### 災害情報の収集先

- ・自治会長からの災害情報（市民生活部長）
- ・各行政センターからの情報（テレビ会議）
- ・被害調査職員からの情報（各班）
- ・消防署・警察署からの情報（危機管理監）
- ・住民からの情報（オペレーションルーム、各班）
- ・テレビ、ラジオからの情報（オペレーションルーム）
- ・県等からの情報（リエゾン）
- ・動員職員からの情報（各班）
- ・その他 機関からの情報（リエゾン）

#### 集約すべき災害情報

- ・人的被害に関する情報
- ・物的被害に関する情報
- ・火災・延焼に関する情報
- ・各課対応に関する情報
- ・その他

#### 災害対策本部への連絡員の随行

・災害対策本部会議に参集する災害対策本部員は、災害対応の指示事項を所属へ連絡するための連絡員を所属から1名随行させる。

#### 第1回災害対策本部会議の進行

- ・副市長は、本部会議を下記のとおり進行する。
  1. 気象情報等の報告、市内影響評価
  2. 各班の対応状況報告
    - (1) 被害の状況（災害対策本部員より報告）
    - (2) 被害応急対策状況（災害対策本部員より報告）
  3. 避難情報発令の検討（発令区域の特定）
  4. 市の被害状況に応じた体制検討（災害対策本部協議）

5. 外部への応援要請等の検討（災害対策本部協議）
  - （1）県、他市町村及び関係機関・団体への応援要請
  - （2）自衛隊の災害派遣要請要求
6. 広報、記者発表の内容、時期の検討
7. その他必要な事項
  - （例）災害救助法の適用申請
  - （例）激甚災害の早期指定要望

※1 以降、重要な案件は、危機管理課長からのサブルートも活用し情報の抜けを防ぐ。

※2 災害対策本部会議で危機管理監、気象防災アドバイザーは、本部長に対し災害対応等の助言を行い災害対応を決定する。

## 1 1 - 2

### 議事録作成班（総務部）

議事録作成班は、災害対策本部会議（本庁舎第1会議室）で協議された内容及び決定された災害対応を下記の例を参考に記録し、オペレーションルーム内で情報共有する。

#### 第1回渋川市災害対策本部会議 議事録（参考）

日時 令和〇年〇月〇日（〇） 13：00～  
場所 渋川市役所本庁舎 第1会議室

- 1 気象状況  
別紙資料のとおり（気象監視班が作成した資料を添付）
- 2 被害の状況
  - ・ 国道〇〇号線の法面が崩壊（詳細不明）
  - ・ 国道〇〇号線通行止め及び〇〇橋通行止め
  - ・ 〇〇〇町〇〇地区で土砂崩れが発生。家屋〇軒に被害

#### 3 災害対策本部長の発言 （〇〇本部長）

先ほど気象監視班から報告があったように、非常に強い勢力を持った台風〇号が本市を〇時ごろ通過予定であります。

台風は接近前から、本州に停滞している前線を刺激し、本市で線状降水帯が発生して既に市内で被害が発生しています。

今回の台風は市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすものであることから、被害を最小限に

とどめるため、人命救助を最優先に、以下の対応方針により総力をあげて災害対応に取り組むものとする。

- ・被災者の救出は、72時間以内の救助に全力を尽くすこと。
- ・被害状況の迅速な把握をすること。
- ・必要に応じ、リエゾンを通じて各関係機関に支援の要請を行うこと。

### 11-3

#### 災害対策本部設営班（危機管理課＋総務部）

災害対策本部設営（大会議室）本庁舎内動線規制は、P9に記載されているとおり所属長からの動員指示を受け、速やかに危機管理課へ参集し、「**災害対策本部の設置P21**」「**オペレーションルームの設置P22**」「**本庁舎内の規制P23**」を行う。

### 11-4

#### オペ統括班（危機管理課＋市民生活部）

危機管理係長は、大会議室に設置されるオペレーションルームを統括する。

災害対策本部会議で対応を決定する必要がある「**重要事項**」については、情報分析班より災害対策本部で協議するよう要請する求めがあるので、資料作成班に資料作成を指示する。

資料作成班が作成した「**議題資料**」を災害対策本部会議を統括している「**危機管理監**」に渡し、災害対応の決定を行う。

オペ統括班に配置される市民生活部の職員は、オペ責任者の補佐をすること。

### 11-5

#### 気象監視班（気象防災アドバイザー＋市民生活部）

気象情報等の情報収集と監視及び渋川市内への影響評価は、防災機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等を監視し、「**渋川市内への影響を評価**」すること。

災害対策本部会議においては、災害対策本部長を補佐し災害対応の助言をする。

### 11-6

#### 資料作成班（総務部）

##### 資料作成

災害情報収集分析体制が収集した情報により「**人命に関わること**」「**ライフラインに重大な影響があること**」「**災害対応の応援要請**」等「**オペレーションルームで災害対応の決定ができない**」重要な事項に関しては、災害対策本部会議で対応を決定こととなる。

「**オペ責任者**」より「**資料作成**」の指示があるので、「**議題資料作成例**」に基づき作成する。

## 資料作成 「議題資料作成例」

項目	作成内容
件名	〇〇地区で発生した土砂災害について(人命に関する事) 高齢者施設〇〇からの救助要請について(人命に関する事) 〇〇地区で発生した大規模な断水に関する事(ライフラインに関する事)など
通報者氏名	〇〇自治会長 など
通報時間	午後〇〇時
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇地区に現災害対策本部を設置し対応を行う</li> <li>・車両〇〇台・職員〇〇名で救助にあたる</li> <li>・〇〇地区に給水車〇〇台出動、〇〇公民館に水〇〇ケース輸送する</li> </ul>

### 11-7

#### 電話対応班（危機管理係員＋市民生活部、総務部）

##### 災害関連情報収集（電話オペレーター）

- ①電話オペレーターは、市民から寄せられる「**災害情報**」を災害情報収集システム「**アップスイート**」を用い情報集約すること。
- ②市民から寄せられる「**災害情報**」に対し電話オペレーターは、「**連絡者の氏名**」「**住所**」「**電話番号**」「**詳細な災害情報**」を聞き取り「**アップスイートに入力**」する。
- ③職員は、平時からP4に記載の「**防災関連資料の熟読**」「**基本的な防災知識の獲得**」に努め、市民から寄せられる「**災害情報**」で電話回答可能な場合は、対応方法を回答すること。

#### 市民から寄せられる災害情報の例

##### 例1 「私は避難した方がよいか？」

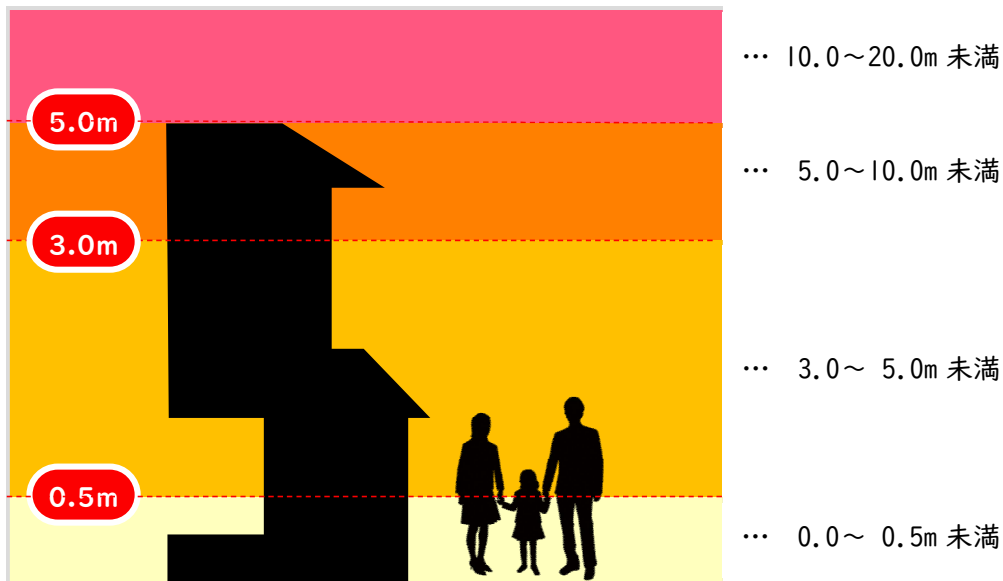
気象悪化により「避難指示が発令」等されたときこの問い合わせが多くなることが予想される。基本的に避難情報の発令は、気象状況を分析し時間の経過とともに悪化する可能性が高いとき、避難指示発令前に「自主避難を発令」し、避難を必要とされる市民の避難行動を促すこととしている。

「避難指示が発令後」などにその様な問い合わせがあったとき、「**問い合わせ者の住所を良く確認**」し、配置してある「**ハザードマップ**」で危険性が低い場合、既に避難遅れの状態であることから、「外に出て避難所へ移動することはかえって危険です。」「自宅2階への垂直避難をする」案内する。

また、「避難したいが足が悪い」「車がなくて避難できない」などの連絡もあると予想される。そのような場合にも問い合わせ者の住所を確認のうえ「垂直避難」を案内すること。ただし、「半田北部自治会」「半田南部自治会」の市民からの問い合わせには注意が必要。

当該地区は、利根川決壊の可能性もあることから、「浸水深ランクイメージ」を参考に避難行動が可能であれば避難所へ避難するよう案内すること。具体的な対応のイメージは下図に記載する。

## ハザードマップに記載されている浸水深ランクイメージ



### 想定浸水深 0.0 ~ 0.5m 未満

大人の膝の高さまで浸水する程度。大雨時、基本的には自宅に待機することが安全。外に出て避難所等へ避難することの方が危険となる場合がある。

ただし、寝たきりの方等に限り自宅2階への垂直避難が有効。

### 想定浸水深 0.5 ~ 3.0m 未満

1階の全てが浸水する程度。大雨時、外に出て避難所等へ避難することの方が危険。

想定浸水深 0.5 ~ 3.0m 未満の地域での避難行動は自宅2階への垂直避難が有効となる。

自宅が平屋建ての方は、渋川市が発令する避難指示に従い早めの避難行動をお願いします。

### 想定浸水深 3.0 ~ 5.0m 未満

2階の全てが浸水する程度。渋川市が発令する避難指示に従い早めの避難行動をお願いします。

### 想定浸水深 5.0 ~ 10.0m 未満

3階の全てが浸水する程度。渋川市が発令する避難指示に従い早めの避難行動をお願いします。

## 避難方法の対応例（浸水の対応）



通報者

自宅にいますが、雨の降り方が今まで経験したことがないような強さでとても不安です  
避難した方が良いでしょうか？

お住まいはどちらですか？

通報者住宅の場所を良く確認し、おおよその場所を把握する。

状況を確認しますのでそのままお待ちください。

配置してあるハザードマップで、通報者住宅付近の浸水深を確認する。

P 3 4 に記載の浸水深に応じた避難方法を通報者に「助言」する。



電話オペレーター

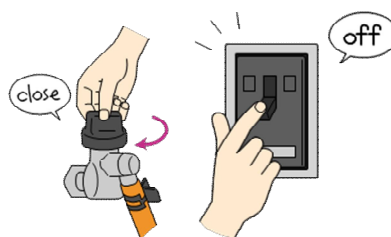


## 避難するときの注意点



### 避難の基本は徒歩

渋滞を避けるため徒歩などで避難する。



### 必ずガス等は切って

出火防止のためガスの元栓閉め、電気のブレーカーを切る。



### 長靴は×です

長靴は負荷がかかり、中に水が浸入すると脱げてしまい危険。

## 「垂直避難とは」

降雨により道路が冠水し、水深が**約50cm程度**ある、川のように**流れが速い**など危険が切迫している場合は、既に避難遅れの状態であり、無理に避難所へ行くのではなく自宅2階への**「垂直避難」**が有効な場合がある。

お待たせしました。

### ※浸水の恐れがない場合

ご自宅付近のハザード状況を確認しました。  
ご自宅は浸水の心配はないと思われ  
ます。  
不安であれば、ご自宅2階への垂直避難が有効であると思われ  
ます。



電話オペレーター

お待たせしました。

### ※0～3m未満の場合

ご自宅付近のハザード状況を確認しました。  
ご自宅付近は、浸水のリスクがあり  
ます。  
避難方法として、ご自宅2階への垂直避難が有効であると思われ  
ます。



電話オペレーター

お待たせしました。

### ※3m以上の場合

ご自宅付近のハザード状況を確認しました。  
ご自宅付近には、ある程度の浸水リスクがあり  
ます。  
避難行動が可能であれば、速やかに避難所へ避難してくだ  
さい。避難所への避難が難しい時は、自宅2階への垂直避難  
をお願いします。



電話オペレーター



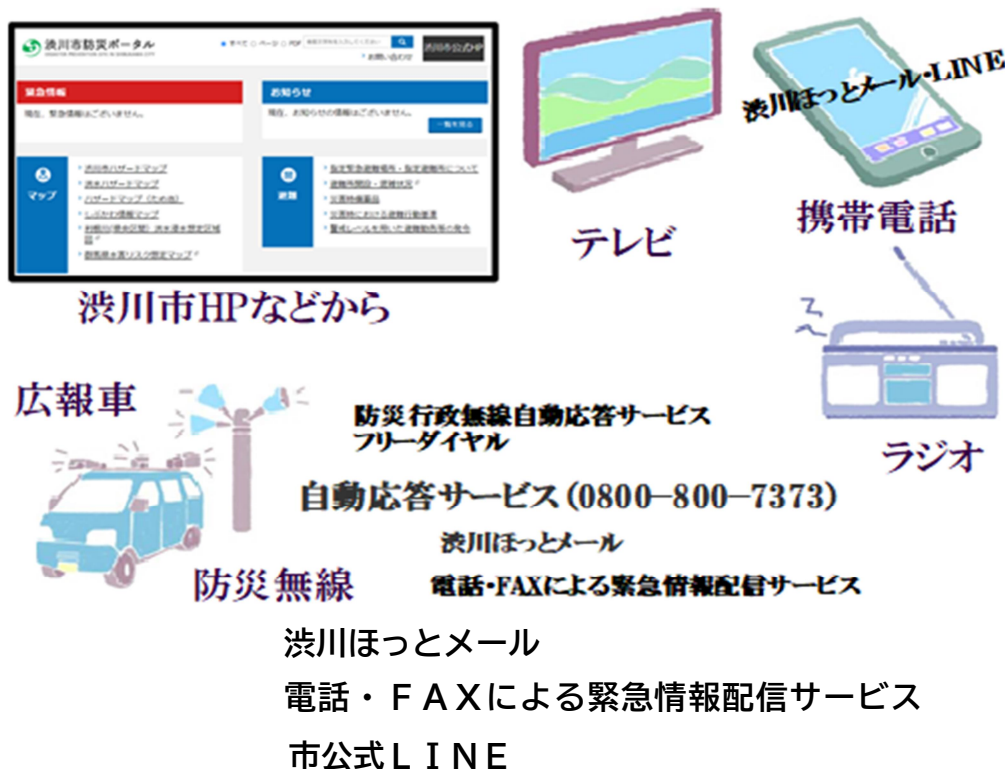
通報者

分かりました「※電話オペレーターから助言され  
た避難方法」で避難します。  
ありがとうございました。

※通報者への避難方法の助言に不安があるときは、**災害関連情報収集分析体制に配置されている危機管理課職員**に助言を受け避難方法を助言すること。

## 例2 「災害情報の入手方法は？」

先に記載した避難の必要性があのか？と同様に災害情報の入手方法についても多くの問い合わせがあることが予想される。本市の災害情報入手方法は以下のイラストのとおりである。



## 例3 「路上の倒木・冠水・橋が通行できない」

路上の倒木・冠水・橋が通行できない等の連絡も多数入ると予想される。連絡をくれた市民に対しては、「場所を詳しく聞く」こと。その様な場合、「それ以上、通行するのは危険」「自宅等へ引き返す」よう説明する。※急いでいるなど、言われたら命の方が大事と言うこと。

## 例4 「家に食料が無い持って来て欲しい」

「家に食料が無い持って来て欲しい」と言った問い合わせに対しては、特別な場合を除き個人宅に食料品を配送することはしない。

雨風のピークが過ぎる想定時間を案内し、それまではいたずらに外には出ない。ピークが過ぎた後に食料を自分で調達するよう案内すること

## 例5 「自治会長から避難情報などどう住民周知すれば良いか？」

各自治会には「自主防災組織」が組織されている。そこでの決まりに沿って住民周知するよう案内すること。

また、自治会長に対しては、避難タイムラインに記載されている「初動体制」に沿って住民へ情報を周知するよう案内すること。

案内しても「そんなんじゃ分からない」と言われたら、例として自治会長から班長へ班長から住民へと言うような方法で住民に周知するよう話す。自治会長一人での住民周知には限界があり、各自治会で効率的な方法を選択するよう話す。

避難タイムライン（市内105全ての自治会で作成済み）

令和4年度 古巻地区、小野上地区、赤城地区

令和5年度 金島地区、伊香保地区、子持地区

令和6年度 渋川東部・西部地区、豊秋地区

令和7年度 北橋地区

- ・避難タイムラインは作成することが目的でなく、継続（毎年、自治会役員で災害時の役割（初動）話し合う）仕組みについても各自治会で話し合われている。

## 例6 「災害対応を行っている責任者を出せ」

興奮した市民から「災害対応している責任者を出せ」等の問い合わせもあると思われる。責任者は、災害対策本部の本部長（市長）となる。その様な問い合わせに本部長が対応していたら、当然のことながら災害対応が回らない。

「責任者を出せ」と言われても「市内の災害対応中で取りつぎできない」と回答し、通報者の困っている内容を聞き取ること。

ここに記載した問い合わせの例については、災害対応時に電話オペレーターが受けるであろうと予想される問い合わせの一例であり、ここに記載のない様々な問い合わせが入ると思われる。災害対応には「**担当する災害対応において様々なことを想像し事前に備える**」ことが重要である。対応に不安がある場合は、事前に危機管理課に問い合わせを行い不安の解消に努めること。

④回答することが困難な「災害情報」については、**災害関連情報収集分析体制に配置されている危機管理課職員**に助言を受け回答すること。

## 11-8

### 情報分析班（農政部＋建設交通部＋上下水道局）

災害情報収集分析体制は、市民等から寄せられる災害情報を分析し災害対応を行う。

①「人命に関わること」「ライフラインに重大な影響があること」「災害対応の応援要請」等「オペレーションルームで災害対応の決定ができない」重要な事項に関しては、「危機管理課長」へ報告する。

②報告を受けた危機管理課長は、速やかに「資料作成班」に議題資料の作成を指示する。

③作成された議題資料は、渋川消防等の関係機関から派遣されているリエゾンと情報を共有すること。「資料作成」が作成した議題資料を基に「災害対策本部会議」で対応を協議する。

④収集した災害情報、災害対策本部会議で決定した事項は、設置したモニターやホワイトボードを活用し、可能な限り可視化してオペレーションルーム内で情報を共有する。

## 11-9

### 情報連絡班（総合政策部＋総務部＋市民生活部＋農政部＋建設交通部＋上下水道局＋教育部）

オペレーションルーム内で対応可能な、簡易な災害対応「人命に関わること」「ライフラインに重大な影響があること」「災害対応の応援要請」以外のことについては災害対策本部会議で協議せず、災害情報収集分析体制と情報連絡員派遣で協議し、その災害情報に応じた対応の指示を「災害対策本部運営マニュアルP15～P20（別表2）を参照」へ出すこととなる。

各災害対応の体制で「各部局の班」が「どの様な役割」を担い災害対応にあたるのかを把握し、担う業務に詳細な対応マニュアルがある場合は、平時に読み込む必要がある。

詳細な対応マニュアルがなく、災害対応に不安があるときは、危機管理課に問い合わせをし災害対応に備えること。

## 11-10

### 情報発信班（総合政策部）

情報発信班は、災害リスクが高まった地域住民に対し、災害を避けるための避難行動の喚起、避難所開設の周知や災害対策本部設置の県報告・情報収集、関係機関との情報共有を行う。

#### 住民への避難情報等の周知（災害対策本部の決定事項に基づく）

災害リスクが高まった地域住民に対し、以下の情報伝達手段を用い避難行動の喚起、避難所開設、警報の解除、災害対策本部の廃止など様々な周知を行う。

①防災行政無線

②渋川市ホームページ

③渋川ほっとメール

④市公式LINE

④緊急情報配信サービス

#### 県への防災対応の報告

県へ本市の防災対応を「群馬県総合防災情報システム」により報告する。報告内容は、体制、被害情報、避難情報の発令、避難所情報、災害対策本部の廃止などである。

このシステムに入力した情報は、Ｌアラートなどで市民に情報提供される。対応する職員は、あらかじめ各地区の災害リスクにおける避難対象世帯数などを把握する必要がある。

## **災害対策本部設置連絡及びリエゾンの派遣依頼**

災害対策本部を設置した時、関係機関に対し災害対策本部を設置し災害対応する旨を連絡するとともにリエゾンの派遣も要請し災害対応にあたる。※詳細はP 1 2を参照

### **1 1 - 1 1**

#### **報道対応班（総合政策部）**

災害発生時に被害状況や災害対応状況の進捗を伝えるうえで報道機関の協力は極めて重要である。災害発生時の情報が錯綜する中で記者会見などで情報を発信すること。※詳細は「**災害時における報道対応マニュアル**」を参照

### **1 1 - 1 2**

#### **1 箇所目の災害応急対策の実施（副市長＋地域消防係長＋行政センター＋農政部＋建設交通部）**

渋川市内で人命に関わる災害等が発生し、現地において災害対応が必要と認められたとき、「**現地対策本部**」を設置して災害対応を行う。※詳細は「**現地対策本部マニュアルを参照**」

### **1 1 - 1 3**

#### **2 箇所目の災害応急対策の実施（市民生活部長＋安全安心係長＋行政センター＋農政部＋建設交通部）**

渋川市内で人命に関わる災害等が発生し、現地において災害対応が必要と認められたとき、「**現地対策本部**」を設置して災害対応を行う。※詳細は「**現地対策本部マニュアルを参照**」

### **1 1 - 1 4**

#### **避難所班（教育部・福祉部）**

気象状況の悪化等により「**地区公民館**」を避難所として開設する必要があると認められたとき「**災害警戒本部の指示**」により地区公民館の避難所運営を行う。※詳細は「**避難所開設マニュアルを参照**」

### **1 1 - 1 5**

#### **物資輸送班（総合政策部）**

避難所からの要請を受け「**食料**」「**水**」「**毛布**」など必要としている・不足している物資を輸送する。物資については市役所南倉庫・防災倉庫（旧パース）・各公民館に保管してあることから、職員は、所管する業務が多忙であること、重々、承知しているが可能な限り平時から「**危機管理課**」と打ち合わせし、ある程度、物資の保管場所を把握するよう努める。

## 11-16

### 自治会連絡班（市民生活部＋行政センター）

「災害対策本部会議」で決定された「避難区域の設定」「避難指示の発令」「避難所の開設支援」など自治会と情報共有・連携する必要がある事項について「自治会長」に連絡し災害対応を行えるよう連絡すること。

## 11-17

### 建設交通班（建設交通部）

災害発生時には、倒木、土砂流出、建物倒壊、道路流出などにより道路が閉塞され、円滑な災害対応が阻害される可能性がある。

そういった状況が発生した場合、「災害対策本部」の指示により道路を閉塞する要因を取り除き、災害対応に当たる車両や緊急車両等が通行可能となるルートを確認する活動を行う。

また、一般車両の通行が危険と判断される交通路がある場合の交通規制についても「災害対策本部」の指示により行う。

## 11-18

### 緊急被害現地調査チーム（総務部・子ども健康部・教育部・会計課・監査委員事務局・農業委員会事務局）

緊急被害現地調査チームは、災害の被害が甚大であるとき、迅速な被害地域の状況把握を行うこと。※詳細は「緊急被害現地調査マニュアルを参照」

## 11-19

### 被災状況に応じた義援金・ボランティア対応の検討（福祉部）

災害の規模が大きくなった場合、本市のみで応急・復旧対応は困難であり、市民及び市外からボランティアの自発的な活動に期待される部分は大きい。

また、全国から義援金が寄せられた場合の受け入れ配分を行う。

「災害対策本部」の指示により「災害ボランティアセンターの立ち上げ」「災害ボランティアの受け入れ」「義援金専用口座の開設」「義援金の配分」を行うこと。※詳細は「渋川市地域防災計画」P119 第13節 自発的支援の受入れを参照